

坂井市中小企業振興基本条例の主な内容

基本理念：中小企業の振興にあたっての3つの基本的な考え方

- 中小企業者自らの創意工夫と自主的な経営向上の努力を尊重し推進すること
- 本市の地域特性を活かした施策により推進すること
- 関係機関との緊密な連携と一体的な展開を図りながら推進すること

市の基本的な施策：中小企業の振興にあたっての9つの柱

- 経営の革新や起業の促進
- 資金調達の円滑化
- 人材の育成及び雇用の促進
- 教育・学術研究機関との連携強化
- 経営の多角化の促進
- 経営資源の強化
- 地域資源を活かした創造的な事業活動の促進
- 経済的、社会的環境変化への適応
- 観光資源を活用した産業の促進

関係者の責務や役割

市の責務

- 施策を総合的かつ計画的に策定
- 財政上の措置
- 関係機関との相互協力
- 受注機会の確保
- 積極的な情報収集

大企業者の努力

- 中小企業・市との連携、協力

中小企業者の努力

- 経営の向上と改善
- 雇用環境の整備
- 地域社会への貢献
- 市の施策への協力

中小企業団体等の努力

- 中小企業の努力、創意工夫を支援
- 地域社会への貢献
- 市の施策への協力

大規模小売店舗の設置者等の努力

- 施設設置、運営方法に配慮

市民の理解と協力

- 中小企業の価値を理解し発展に協力

連携・協働

市民生活の向上と調和の取れた地域社会の発展へ